

旗本家臣団の構成と地方支配

— 杉浦氏の場合 —

秋 山 國 三

旗本杉浦氏はその系図によると、平氏三浦内杉本流に属し、杉本八郎義國の八世の孫政重が延徳年間三河國において杉浦を号し、徳川信忠に仕えたのが徳川幕下に入る発端であつて、その子政次は信忠、清康二代に、またその子吉貞・時勝・親貞・久勝等もそれぞれ清康・広忠・家康に奉公してしばしば軍功を励んだ。親貞の子親次は広忠・家康に仕え姉川・味方原・長篠の諸合戦に高名を馳せ、その子親正は家康・秀忠に仕え、長久手・宇都宮の陣に供奉、慶長九年四一才で病死した。親正の五男正友は文祿三年初めて家康に見え、関ヶ原役・大阪陣に從つて元和元年相模國において知行六百石を領した。秀忠の代に至つて加増を重ね高三千四百石を知行し、寛永三年には従五位下諸大夫に叙せられ越後守を号し、同一九年には更らに加恩、六千石を領するに至つた。養子

正綱は正友の弟親俊の次男で、天和二年、綱吉の世に丹波国水上・何鹿両郡のうちでさらに二千石を加増、元禄一一年五月采地を移され、丹波国桑田・何鹿・水上・相模国鎌倉・高座の五郡のうちで八千石を知行した。爾来正職・正奉・正知を経て正勝のとき、宝永一二年相模国高座郡の采地をさいて同国大住郡のうちに移されて明治維新に及んだ。上記のように杉浦氏は室町期以来の徳川氏恩顧譜代の臣であり、江戸時代に入って歴代とも御小姓番・御書院番・大番の番頭などを勤めて従五位下出雲守に叙任され、甲府・駿府・大坂・二条の城番・加番等を勤仕するときのほかは江戸常住の旗本であった。¹⁾杉浦氏の知行高八千石は、寛政年間地方知行の旗本二九〇八家中八千石以上九家のうちに入り、旗本の知行高階層において最高位を占めていた。²⁾

杉浦氏がこのように天和二年以来知行高八千石であったことは寛政重修諸家譜・大武鑑などの記載するところであるが、杉浦領丹波国桑田郡馬路村(現在亀岡市馬路町)に残存する元文二年の「巳ノ年定免取毛附」なる記録によると「口郡四ヶ村山国六ヶ村水上拾ヶ村相模共」として、口郡四ヶ村二、一四八・七石余、山国六ヶ村一、三〇六・八石余、水上拾ヶ村二、一〇六・一石余、計五、五六一・六石余、相模は鎌倉郡一ヶ村二二一・八石余、高座郡四ヶ村一、一四七・二石余、計一、三六八石余、丹後・相模合計六、九二九・七石余となり、知行高に約千石不足している。丹波の場合、幕末に至るまで殆ど変化のない村高を挙げているから、不足分の千石は相模に求めねばならないが、相模関係の史料を欠いているため詳細は不明である。しかし、天明七年七月の「相州御知行所収納高并御借用金高覚帳」によると、個々の村高についての記載はないが、「丹州御知行所五千五百石収納高」現米三、二〇〇石に対し、「相州御知行所式千五百石収納高」として現米七七八・二三三石、永納五三貫二〇〇文五分とあるから、相模国に二、五〇〇石の知行地が存在したことは間違いないとしても、元文の数字には疑問が

残る。相模五ヶ村の合計一、三六八石余以外に約千石の村々があったとするか、あるいは、この数字は村高でなく毛附高であるかも知れない。村高対毛附高の割合は、丹波二〇ヶ村の場合元禄一五年の記録では九六・五%であるから相模の二、五〇〇石対一、三六八石は隔差が甚しすぎるが、毛附高対収納高の比は丹波の五八・二%に對し、相模は六〇%(永納を
含む)でほぼ均衡している。また、相模の収納高が丹波の現米一本建に對し、現米と永納分の二本建てとなっており、永納分の但書に「畑金」と記されているから、公称知行高と元文の数字との差異はあるはこの辺に由来するかも知れない。

ともあれ、杉浦氏は旗本知行高階層において最高層に属する八千石取の旗本として、どのように家臣団を構成し、いかなる支配機構を持っていたかをつぎに見てみよう。

(1) 寛政重修諸家譜・大武鑑

(2) 鈴木寿氏「旗本領の構造」(歴史学研究二〇八号)

二

家臣団の構成については、文化一二年の「御切賦帳写」によってその一斑が知られるだけで、それ以前については史料を全く欠いている。右の切賦帳を整理すると次表のようになる。

それによると、杉浦家では高一五〇石の鈴木平蔵以下四〇石の広田忠兵衛までの一三人はいわゆる知行取であって、ほぼ四ツ物成に相当する俸禄を金に換えて給与される上士層であり、都筑大助以下の二五人は知行を有せ

第一表 杉浦家臣団の構成 (文化12年)

人名	高	石	役	料	引高	此	金
鈴木平藏	150	石 55.5			石 29.922	兩分朱 29	如 銀2.82
小林紋右衛門	100	38.5	銀 2枚		20.94	20	3.2 2.1
小菅運八郎	100	36			22.57	22	2 4.2
吉野運八郎	90	37.2	銀 2枚	小石川様御附	36.09	36	1.2 6.9
柴橋大尉右衛門	70	27.4			17.536	17	2 2.16
門馬平八太助	65	24.05	銀 2枚	殿様御供頭	16.203	16	2 4.68
太田平兵衛	55	20.35	金 3分	殿様御髪上	14.3405	14	1 5.43
藤岡喜又郎	50	22.2	3石7斗		12.264	12	1 8.04
山藤十郎	50	18.5			10.374	10	1 7.44
山藤多兵衛	50	18.5			12.58	12	2 4.8
川田忠兵衛	45	16.65	金 2分	御武具方	11.4885	11	1 6.81
川田多兵衛	45	16.65			11.8335	11	3 5.01
京都筑恒右衛門	40	14.8			8.336	8	1 5.16
京都藤恒右衛門	10兩		大目付 御武具方	金3分 御勘定所兼帶		8	1 3.9
吉田恒右衛門	9		銀 2枚			9	1 3.9
細谷嶋伊十太夫	9		銀 3枚			7	1.2 3.8
高乾九兵衛	7		銀 1兩	大目付手伝		6	3 3.9
前郷三太夫	7		金 1兩	小石川様御附		6	2 3.9
金子儀兵衛	7		金 3分	殿様御髪上		5	3.2 5.55
原三周	7		御圍居様御供頭	金3分 御供頭		6	3.2 3.8
神田喜平	7		金 2分			6	2 3.9

木 勇右衛門	7	金 2分	御代官	5 3	3.9
高野 弥三郎	7	金 2分	御膳番	5 3	3.9
吉朝 田彦八郎	6			4 2 2	6.9
齊藤 唯七郎	6			4 2 2	3.8
村越 仲右衛門	6	金 2分	御作事	4 2 2	6.9
細谷 東九郎	6			5	4.2
小嶋 忠十郎	6	金 2分	御納戸	4 2 2	6.9
高塚 半之助	6	金 3分	御馬役	5 1 2	6.9
手塚 記馬	6			4 2 2	3.8
外樋 平院馬七	6			4 2 2	3.8
字口 甚七	6			4 2 2	3.8
小井 三郎次	5	金 2分		4 1 2	3.8
利根川新助外4人	5			4	

外に給金取		給		給	
職名	人数	金	合計	役料	金
小役人、御徒士	12人	53両		2両	4両1分
御足中	6	25		1	4
大	12	39		2 3分	3 1
中	52	132	3分		2 2
大	1	3	3		3 3
三	25	87	1 2朱		平均約 3 2

(馬路町自治会所蔵「文化12乙亥年 御切腹帳写」による)

ず、従って禄米の石高でなく高何両と金高で表示される下士層に区分される。下士層の高は四ツ物成の場合金一両替米一石として金一〇兩は四〇石に相当するから下士の最高高は上士の最低高にほぼ匹敵するものとみられ、収入の点においてはさしたる差等はないが、格式上別格の待遇を示すものである。杉浦家では以上の如く上士、下士合わせて三八人の家臣のほか、金二兩宛を給せられる利根川新助・川田栄吉・渡部舟仙・小菅有睡・伊藤立碩の五人が居り、彼らは家臣の隠居人か医師の類とみられるがその身分は明らかでない。他に給金取として小役人・徒士・足輕・中間等があり、上士以下男子の奉公人は一二六人、女中二五人となっている。これを慶安の軍役表⁽¹⁾にある七千石一五二人(馬上六騎、鉄炮一五挺、弓五)、八千石一七一人(馬上七騎、鉄炮一五挺、弓一)に比べるとかなりの過少となっている。ただし、太平の久しきに加えて領主財政窮迫の結果であろう。

平時における杉浦氏の家政はつぎの諸職によって分掌された。まず家老は家政の最高機関として二人ないし三人を置いて、年番制をとり、丹波・相模の両知行地管掌も年番を定めることがあった。⁽²⁾ その下に用人三人が置かれて、勘定所を主管するほか諸務を掌り、彼らの下に勘定方・勝手方を含めて諸務を分担する役人があった。ほかに大目付が置かれて監察に任じた。文化一二年の切賦帳によると、役料として事由を記さないのが数例あるが、御供頭・大目付手伝・武具方・作事・納戸・馬役・御膳番・代官・髪上等が役料の対象となっており、前記の諸役のほかには雑多な役務が存していたことが知られる。文政二年の「在府中御用談記」⁽³⁾に記載されている丹波三組の総代が在府中進物を贈った役職者の名簿から家政機関の具体的な構成が知られる。第二表がそれである。

この表にみられるように、文政二年当時の役職と文化一二年の切賦帳に示された高との対照によって、役職と格式の関係が推察できよう。家老はいうまでもなく家臣中最高の格式を有するものであり、ついで用人・大目付

第二表 文政二年 役職者名簿

役職名	人名	文化12年高
御家老	鈴木平藏	150石
御用人	小林紋右衛門(喜又)	100石
御用人	小藤宗左衛門(矢柄)	50石
御用人	小管簡	100石
(御勝手掛)人	都筑大助	10両
御役人	福岡兵助	50石
御役人	佐々木藤八	45石
御役人	小嶋左衛門	10両
御役人	小藤恒右衛門	7両
(御勝手掛)	前郷三太夫	7両
御役人	乾原儀兵衛	7両
大目付	福岡寿満	7両
勘定方下役	高木勇右衛門	7両
御勝手方	横溝与左衛門	7両
御門番	萩原茂左衛門(忠兵衛)	40石
御門番	廣田藤兵衛	
御門番	四	

は必ずしも同時的なものとは限らないようである。同表中にある小嶋左衛門は、天領時代丹波国山国一円の大庄屋を勤め、元禄一一年杉浦知行後は山国六ヶ村の支配を命ぜられ、ついで同一四年山国組代官に任ぜられた初代左右衛門以来杉浦家地方支配の一翼を荷ってきた山国中江村の名家の六代目で、当時丹州地役の筆頭として財務処理の用向で丹州三ヶ所総代とともに在府中であつたが、文化一一年以来「御次支配格」として十二人扶持を給せられていた。彼の扶持米は地方役人の通例として出身地山国組の収納米から現米で支給されたから、一般家士とは異なる取扱を受けた訳であるが、待遇上の格式は家士同様のものではあつた。小嶋家の四代庄左衛門・六代

の序列となり、以下諸役人とつづくのであつて、家老・用人格は上士、諸役人以下は下士が任ぜられるのが大体通例のようである。この表で御用人となつてゐる都筑大助は文化の切賦帳では高十両で下士に属するものであり、「御代官明細帳」によると、文政一〇年に「御用人格被仰付」とあるから、文政二年に用人に列していることに疑問があるが、しかし、御役人福岡兵助は同じく明細帳によると既に文化一〇年に御用人格を仰せつけられているから、用人なる役職と用人格なる格式

第三張 杉浦家の格式

格式	四代		庄左衛門		六代		庄右衛門		備考
	年	月	高	高	年	月	高	高	
小役人 格	宝曆	9年9月	金4兩	2人扶持	寛政	10年4月	高6兩	1人扶持	庄左衛門は中間御給1人扶持、宿料を与えられた
徒士目付格	”	11 7	高5兩	2人扶持	文化	2 5	高	10人扶持	庄右衛門は享和3年8月養父庄左衛門の家督を相続、高10人扶持を給せられた
中小姓格	明和	3 11	高6兩	3人扶持	”	8 1	高	10人扶持	庄左衛門は安永5年5月より加増扶持方直しによって高10人扶持となった
納戸格	安永	3 10	高7兩	3人扶持	”	”	高	12人扶持	
給人格	天明	3 1	高	10人扶持	”	11 1	高	12人扶持	
目付格	”	5 11	高	10人扶持	文政	6 1	高	12人扶持	
御次支配格	寛政	12 11	高	12人扶持	天保	3 1	高	12人扶持	庄右衛門は格直しにあたり現米1石を加増された
大目付格									
用人格									

(小倉久雄氏所蔵「御代官明細帳」による)

左右衛門の格式昇進のあとをたどって杉浦氏の格式制の大体を窺うことにしよう。

庄左衛門は宝曆七年召出されて地方役見習を命ぜられ、同八年二月より年々銀二枚を給せられることになり、翌九年九月に小役人格に昇格、爾来享和三年七月七才で死去するまで京都詰地方役人を勤仕した。庄右衛門は庄左衛門の美子庄三郎の死後寛政八年四月養子となり、同一〇年四月部屋住で御次詰御中小姓に召出され、爾来養父の代理として屢々出府し、殊に同一一年一二月滞府中には近習を命ぜられ扶持一人を加増、享和三年五月滞府中にも次詰近習を命ぜられ、同八月には亡父庄左衛門の家督として一〇人扶持のほか中間扶持給及び宿代を支給された。文化八年正月には給人格に昇格し、家老の直接管理をうける身分を取得した。⁽⁵⁾ 杉浦家では給人格

以下は用人の管理下にあり、給人格以上と格式上明らかに区別されていたようである。左右衛門は文政六年には大目付格に格直しされ、同一〇年一二月には大目付に任せられ、天保三年一月には用人格、同九年正月には「年来無滞出精相勤ゆニ付出格之訳を以是迄取来ゆ御扶持方其外共高二御直被下新知六十五石三人扶持御役料十五石」を与えられ、名実ともに上士の待遇をうけることになった。更に同一一年九月には「小島左右衛門家之義今度旧家ニ被仰出杉浦家ニテ家柄ト申様余程家中も御座ゆ得共十軒之内へ入第四軒目之家柄」として「常々出精相勤其上旧キ家柄ニ付此度之為御祝儀御用人席被仰付ゆ」と表彰された。左右衛門はこの後も京都詰の地方役人として勤仕しているから、事実上用人なる役職に就任してはいないが用人に准ずる待遇をうけることになったものと思われる。

以上の如く役職と格式は常に一致するとは限らないが、格式の格差が役職の職階に均衡する武家社会の原則は旗本杉浦氏においても貫徹していた。

しかし、家臣団に世襲制が慣行され、譜代の臣を比較的多数に擁していた大身の大名家と異なり、杉浦級の旗本では家中の数も少なく、連綿家禄を食む思顧の臣は数が乏しかった。知行二万石の丹波柏原藩主織田山城守信舊が、馬路村郷士で多年に亙り杉浦家の地方役人として、また財政顧問格として重用せられ、殊にその財政的才腕故に龜山その他諸藩にも出入した人見団右衛門に財政建直しの援助を懇望した書簡中に繰り返えし「手せまき家来」と家臣の手不足を喩っているが、八千石の杉浦家の場合その規模は更に小さく、財政の窮迫度も一段と深く、「地頭家来無数」といわれるように家臣団も不足し、殊に人材は枯渇していた模様である。その原因の一つは有能者を外部から集めうるだけの余裕ある経済的基盤を欠いていたこと、従って人材を内に育成すべきにかか

わらずその母胎となるべき譜代恩顧の家士を多数に扶養し得なかつたことに求められる。諸記録に徴するに、丹州知行当初の元禄期の家老矢野次郎左衛門・同次助家は源右衛門・孫右衛門・次郎左衛門とうけて寛政以後名を消し、同じく家老小野田半平家も平大夫・治平とつづくが、宝永頃から名を現わす家老同嘉兵衛・豊左衛門家とともに宝曆以後は全く現われない。また勘定方であった根本藤助家も瀬兵衛・伝兵衛・惣摩とつづいて名を現わすが明和以後は現われない。元文初期から宝曆にかけて家老を勤めた林善大夫家もその子善蔵に至って姿を消した。元禄以来化政期までその跡をたどりうるものは小菅庄兵衛家の簡、矢柄、柴橋権右衛門家の吉左衛門・舎人・太郎右衛門、ほかに、漸く元文初年に召抱えられて京都駐在の地役を勤め、安永から天明にかけて家老を勤めた太田郡右衛門家がその子郡太に至っているくらいで、化政期の家老鈴木平蔵の如きも漸く天明頃から名を現わしているにすぎない。小島家が家中第四の旧家とされたのも馬路の人見団右衛門家と並んで丹州知行地の名家としてその名望と手腕を地方支配に役立たせようとして早くより登用されていたからである。

上述のような家臣団の規模と組織を有した杉浦氏の知行地支配機構がどのようなものであったかを次にみてみよう。

- (1) 慶安二年一〇月制定の軍役人数割(徳川禁令考)
- (2) 「寛保二戌年五月御用留」(亀岡市馬路町人見惣一氏蔵)
- (3) 亀岡市馬路町自治会所蔵
- (4) 京北町中江、小島久雄氏所蔵
- (5) 「御代官明細帳」
- (6) 人見惣一氏所蔵

前記の如く杉浦氏は相模國で約二千五百石、丹波國桑田郡のうち馬路組(馬路村以下四カ村)二千百石、同じく山国組(大野村以下六カ村)千三百石、水上組(水上郡鴨内村以下八カ村)二百百石、計八千石を知行し、¹⁾その大部分は江戸より遠隔の地に在ったが、中小旗本領にみられるように地方支配を幕府代官に委託することなく、領主の直接支配を行なっていた。

杉浦氏が施政の基準としたと思われる「七拾五ヶ條御法度書」は幕府の法令を抄出したものであろうが、家老以下の連署を以て知行地各村に布達し、「右之條々毎月二日之夜庄屋宅へ村中小百姓借屋水吞百姓等迄不殘寄合ゆ上二而読聞せ此旨堅可相守」とその徹底を期している。杉浦氏の桑田郡入部当初の元禄十一年九月に布達した法度書には根本伝兵衛・長井四郎右衛門^{左カ}・上嶋三右衛門・森甚兵衛が連署し、享保六年八月に公布された同文の法度書には小野田治平・小野田嘉兵衛・矢野治郎右衛門・春日庄太夫・根本伝兵衛・林文右衛門の連署がある。元禄の四名は勘定所の役人で、殊に長井は杉浦氏知行の最初の免状の署名人であり、また享保の小野田治平以下三人は家老、他は用人乃至勘定所役人であって、杉浦氏の地方支配が家老を最高責任者とし、勘定所の管轄下におかれていた仕組みを窺うことができよう。御法度書は庄屋・年寄・惣百姓宛に布達され、それに対して村中惣名の連判で「御前書七十五ヶ條之趣一々被仰渡委細奉畏ゆ」と法令の遵守を誓約しており、その内容・形式ともに明らかに五人組帳前書とみられるものである。旗本領の前書は一般に簡單なものが多いといわれるが、こ

これは天領並みに最も詳細である。しかし、寛政三年四月矢野次郎左衛門右カ以下七名の連署で出された「五人組條々」は簡条数二十で旗本領の前書として一般的な形態のものである。内容は七十五ヶ条法度書に比べると無論簡素化されているが、七十五ヶ条に欠けている五人組組成・相互檢察・告発の規定を有し、逆に切支丹禁制の条項を欠いており、文体等の点からみても系統を異にするものと思われる。ともあれ、杉浦領において五人組帳前書が公布され、それに従って各村々において五人組が組織されていたことは明らかな事実であるが、制度そのものに附与されている諸々の機能、即ち組内に隣保相援助するとともに相互檢察が行なわれ、各組毎に組頭があつてそれが庄屋・年寄の統率下におかれ、五人組が地方行政の細胞となつて活用されるということが実際に行なわれたかどうかは疑わしい。ただ五人組の存在が意味をもつのは連帯責任が問題とされる場合で、それさえも特に連帯責任の強調される貢租については村全体として納入する方法が採用されているだけくらいで、五人組が単独に村落生活において領主に責任を負うことは通常起こりえなかつた。領主の地方支配は庄屋以下村役人を通じて行なわれ、それは一村の連帯責任という形で受けとめられていた。従つて領主は個々の農民はもとより五人組の如き隣保団体も支配の対象として直接把握する必要はなく、村単位に掌握することによつて支配を貫徹せしめえたのであつて、村内政治は比較的自治的傾向の強い制度によつて運営せしめた。「公事訴訟不依何事内證二而可相濟義」というように村内の事件は村内で解決せしめようとする施政の方針は一般に領主側の行政・警察その他の諸機関の不完全さと相俟つて農村の生活に自治的なるが如き形態を与えたのであつて、村掟といわれるような村落自体に存する伝統・慣習並びに経済的理由から村落自身の規定せる約定なども領主側の法規によつて制約されることは勿論としても、それが村落生活を規制するという点においては一般法規とは異なる実行力をもつてい

た。領主支配はかかる村落規制を支持し、利用することによって治安を確保し自家施政の便宜としたのである。杉浦氏が知行地内各村落の村役人層を構成する郷土層を登用し、地方支配の要具としたのも、彼らが村法の施行者であったからである。⁽⁴⁾

杉浦氏は前に一言したように、相模に二千五百石、丹波に五千五百石の知行地を有する旗本として在地に乏しい小領主であり、しかも存立の経済的基盤の大部分を遠隔地にもとめねばならなかったから、地方の支配機構も直接性が稀薄で在地の村構成に依存する傾向が強かった。

杉浦氏の当主は屢々大坂・二条に在番したから丹波知行所を親しく訪ねる機会は幾度かあったと思われるが、記録に徴せられるのは天保一二年閏正月晦日健次郎が上坂の途次馬路村陣屋に立ち寄った事例⁽⁵⁾だけであって、領主自ら知行地に臨むことは極めて稀であったようである。政務一般は年番家老を総括責任者とし、財務・税務を管する勘定所を主宰する用人をして地方支配を担当せしめたのである。しかも知行地に対する直接的な行政・警察の機構をもたず、実際のな事務処理はすべて村方に委任する如き形態をとっていたから、領主側の政務は財政・税務に尽きるのであって、領主財政の窮迫打開のために行なう金融の交渉をはじめ御用金の調達・殿様講の発起など含む収奪強化が貢租の収納とともに最も重要な政務となったのである。杉浦氏の場合家老・用人はそれらの事務処理のために年々現地に派遣され、数カ月間滞在するのが例であったが、現地に駐在して常に家老・用人の下知のもとに地役支配に当る役人も置かれた。元文四年六月丹波知行所惣支配役に任命された太田郡右衛門が記録に見える最初で、京都に役宅を設け「向後村々御用向右郡右衛門⁽⁷⁾迄訴可申」と布達された。

元文五年閏七月知行所全村に公布された覚は領主出雲守正奉の裏書を有し、矢野源右衛門以下家老用人とともに

に郡右衛門も連署したもので、当時における杉浦氏施政の基本線を示すものであり、知行所惣支配役はその線に沿って負荷にこたえるべきものであった。寛は幕政への随順、秩序の維持、勸農、農地保全、火災防止を命じており、次の通りである。⁽⁸⁾

「 寛

一惣而知行所之儀當時 公儀御捌之格ニ准し取喰申渡ひ間惣百姓とも可存其旨事

一不依何事表立ひ事ハ勿論早速相届可請差凶事

一村々作法塵抹無之様随分野業精出し可申変

一大雨之節若庄屋年寄惣百姓共普請所へ罷越相防尤田畑に水入不申堤等切レ不申様ニ可相働ひ万一不精不届之族於有之ハ後日ニ相知レひとも急度可申付事

一火之元之儀互ニ申合常々可入念事

右之趣村々大小之百姓令承知急度可相守者也

元文五申年閏七月

郡右衛門が惣支配役として実際に処理した事項を元文五年の「一番御家老中印形有之書通伺書済ひ分」⁽⁹⁾なる綴帳によってみると、月一回以上数回に亙って江戸へ事務報告或いは意見具申・経過報告をなし、下知を俟って行政処理をしているのであって、年間を通じてその件数は約五〇件、中には関連事項として重複するものもあるが、その主なるものは地方下役人の任命、村方三役の選任、その給米下附等一般行政事務に関する件、またこの年数回おこった洪水による被害個所の修復工事、その経費の支出、貢租の減免、救助米、拝借銀願の処置等のほか、収納米の入札、闕所による上り田・建家家財の処理等財務・税務に関する件、その他所払・戸ノ・手錠等刑罰の執行、赦免、家出人・勘当の処置、或いは遺産相続、金銀貸借に関する係争処理から鉄炮改、殺人容疑者の

手配までひろく司法・警察に関する事項を含んでおり、領主の出先機関として民政全般を掌っている。

郡右衛門について小林恒右衛門が寛保二年三月就任、同年六月には役宅を馬路村に移転したが同三年九月退任と同時に再び京都に移転し、後任として松木利左衛門が任命されている。⁽¹¹⁾ 延享から明和にかけて広瀬直八郎が名を現わす。支配役の下僚としては元文六年に佐々尾伝治⁽¹²⁾、寛保二年に小川三郎右衛門⁽¹³⁾、宝曆末年に安田長右衛門が召抱えられ、下役人として勤務している。長右衛門は「代官手代々当役人」⁽¹⁴⁾に登用され、馬路村における明和・安永にかけての神事能見物小屋一件に、小番組より収賄し「地頭荷担故今日ハ地頭相手ニ相成」⁽¹⁵⁾ったとして「自今以後不依何事人見中川両苗之者右長右衛門殿御支配御請難仕」と両苗から忌避された人物である。その後諸記録に二三名の現われるものもあるが詳細は不明である。京都役宅は天明八年二月の大火に類焼し、馬路村に移転したが、寛政二年二月また京都に帰り、幕末に至っている。⁽¹⁶⁾

以上のように丹波三ヶ所五千五百石の知行地を支配する出先機関は惣支配役以下僅かに数名をでないきわめて簡素な組織で運営されていたが、前に一言したように実際の行政事務は村方において処理せしめ、且つ丹波知行所を馬路・山国・氷上の三組に分け、それぞれ地元から登用せる代官を置いて組内の支配に当らせたから、惣支配役はそれらを綜括して江戸に通じ、江戸よりの下知を代官を通して村方に伝える中継の機能を果たせば事足りたのである。しかし、実際上地方支配には想像以上に煩雑な事務処理を必要としたし、また封鎖的且つ伝統的な地方事情を知悉する必要性の高い地方支配そのものの性格から、民間に人をもとめて地役人として登用することが施政の便宜とされたようである。

(一) 拙稿「旗本領における農民負担の割りつけについて—丹波国馬路村の場合」(同志社大学人文科学研究所紀要第四号)

- (2) 穂積重遠編「五人組法規集続編下」所収
- (3) 七十五ヶ条御法度書
- (4) 井ヶ田良治氏「封建的村落共同体と村掟」(同志社法学 第五十八・六十一・六十二・六十五) 参照
拙稿「近世後期における家格制の動搖」(文化学年報第九卷) 参照
- (5) 前掲「御代官明細帳」、「古證之亨」(人見惣一氏蔵)
- (6) (8) 「村々廻状留」(人見惣一氏蔵)
- (7) 元文四・六・十三布達
- (9) 人見惣一氏所蔵
- (10) 寛保二年三月「江戸御用書留并諸方御用書」(人見惣一氏所蔵)
- (11) (13) 寛保二年五月「丹州三ヶ所村々廻状并触書」(人見惣一氏所蔵)
- (12) 元文六年正月「御用書状留」(人見惣一氏所蔵)
- (14) 明和八年無題綴り(亀岡市馬路町 中川主二郎氏所蔵)
- (15) 拙稿「丹波における郷土層の危機」(謄史会創立五十年記念「国史論集」)
- (16) 前掲「御代官明細帳」

四

代官役の設置は、山国組では天領時代山国一円の大庄屋を勤めていた山国中江村住居の小島奎右衛門が杉浦知行当初の元禄一一年六月に山国組六カ村支配を命ぜられ、同一四年代官に任命され、五人扶持(現米)を給せられたのが最初で、正徳二年まで勤めている。その子平八郎も引きつぎ代官となり、享保六年より一一年まで馬路

組代官を兼帯した。⁽¹⁾馬路組では代官役がいつごろ置かれたかは明らかでないが、延享元年の記録に「団右衛門親惣助と申もの久々地方役相勤い処眼病相煩十八年以前願ニ付役義差免い⁽²⁾」とあって、人見惣助が享保一一年頃まで地方役を勤めたことになっており、小島平八郎の馬路組兼帯と重複している。ともあれ人見氏の「先祖々之名前其外取調書」⁽³⁾には初代惣助は享保年中地方代官役を勤め五人扶持を給せられたことを記しており、享保一七年四月の庄屋・年寄と惣百姓との免割に関する争論に際しての口上書に「御地頭様々馬路村御支配之代官役⁽⁴⁾ 人見惣助殿 中川平右衛門殿 右御両所被差置い」とあるから、当時この二人が代官役を勤めていたことは確実であるが、同じ口上書に代官役も争論の渦中にあるとみられ、山国組代官役小島平八郎が当分「取捌」を命ぜられたことが記されている。人見惣助の子団右衛門は最初「知行米請弘并勝手賄」を命ぜられ、二人扶持を給せられたが、「随分可嚙成勤方」により段々加増二十人扶持を受けていたが、元文二年水損に際しその対策に当って惣百姓の信頼をえ、その願によって地方支配を命ぜられた。元文四年太田郡右衛門が惣支配役として来任後は地方支配は郡右衛門に委せ、彼の上席者として専ら領主財政のきりもりに当っていたようであるが、同五年より知行百石、更にその後五人扶持を加増されている。寛保二年、郡右衛門に替って小林恒右衛門の来任後はその後見の如き形で地方支配に関係しているが、延享元年「内蔵允方調法之家来故容易役義差免不申い得共願書之趣無抛訳ニ相聞いニ付出入扶持遣し公儀願仕い内者退役申付い」と一時退任を許されたが、在任中は家老中同席の待遇をうけ、辞任後も合力米百石、五人扶持を給せられ、「内蔵允知行所之内に而者代々丈夫成百姓」といわれている。⁽⁵⁾このように団右衛門は知行所百姓から登用され地方支配にも当ったが、彼の地位は惣支配役の上席を占めるもので、支配役配下の代官の如き下僚ではなかった。

山国組では小島平八郎の没後元文五年三月より「御代官役者不被差置京都々之支配」となり、馬路組も人見団右衛門は地方支配を惣支配役たる太田郡右衛門に委せたようであるから、水上組を含めて丹波知行所はすべて郡右衛門の直接支配となったが、元文四年九月、江戸から馬路村の人見勝右衛門、中川治郎左衛門の兩人に対して「太田郡右衛門支配被仰付い間其村々御普請所其外不依何事郡右衛門致指図差越見分等為致御用向可申達い条無違背様ニ相心得尤御米改之儀ハ唯今迄之通相勸申い」と地方御用向の取次を命ぜられた。ところが馬路村では「当村ニ御役人被仰付い而ハ何とも村中迷惑仕い」と拒否の態度に出たため、郡右衛門は「前々之役人ハ御代官役被仰付当村ニ住居申い 尤其節迷惑之願ハ無之事ニい 此度勝右衛門二郎左衛門を拙者方々何角致差図相勸い故先々之役人とハ勤方も異りい」と説得に努めたが同意を得られず、「不屈成義其分ニハ難被成御捨置御仕置茂難相立いニ付」⁽⁹⁾遂に馬路組四ヶ村の庄屋年寄頭百姓などを江戸に召し下して取調べることになった。郡右衛門は「二三人急度被仰付いハ、工事などハ相止可申」と意見を具申し、その結果馬路村庄屋・年寄は所払・戸ノ処分を受け、結局、勝右衛門・次郎左衛門は予定通り「馬路組御用向取次」を勤めることになった。⁽¹⁰⁾この役目は知行所の普請所見分・御米改などを主としたもので、三人扶持を給せられ、総支配役配下の「下役人」として勤務したもので、勝右衛門は寛保二年七月同役佐々尾伝次とともに「御徒目付格」に取り立てられている。⁽¹¹⁾次郎左衛門は同年七月病気のため御役御免となり、「御奉公筋大切ニ相勸い付」「其身一代帯刀御免」を許され、跡役として中川^(重)十左衛門が任せられた。彼の選任に際しては村方に故障を唱えるものもあつたが、「只今ニ而ハ村方も相鎮十左衛門被仰付い而も否申ものハ有御座間敷」と判断され、「此もの理悲をも考いもの故結句きらいい者共有之申立い事と相聞い得共左様之者ニ而無之而ハ御用ニ茂立不申」として彼の選任が定まったのである。その結

果、勝右衛門・十左衛門兩人が取次となり、「其身引請之場所ニ而無之ハ互ニゆつり合も出来吟味之義も行届申間敷」とされ、勝右衛門は馬路組掛り、十左衛門は山国組掛りを命ぜられ、水上組は「兩人之内何レニ而も其時之御用筋ニ随ひ御差図被成可被指遣」きことと定められた。水上組には享保前後若林仁兵衛、元文頃から若林文平の名が現われ、領主側の布達は彼らに宛てられ、普請所見分、水損場の内見、物成収納勘定なども彼らの名で行なわれ、文平が退任した寛保元年には「御扶持米壹ヶ年ニ拾二石」を給せられ、取次役の三人扶持に比して倍額を支給されており、山国代官小島左衛門・平八郎と同格の待遇をうけていたわけであるから、文平の地位は正式には代官として任命されたものでなくとも、僻遠の地である水上組の地理的事情から職務上も実質的には代官の役目を果たしていたようである。元文五年八月には勝右衛門らに代って水上組内五ヶ村の検見の実施を命ぜられているから、取次の職掌をも行なっている。⁽¹⁴⁾

寛保元年七月には佐々尾伝治が勝右衛門・重左衛門と同格の小役人として召抱えられ、⁽¹⁵⁾ ついで同二年三月には同じく小川三郎左衛門が召抱えられ、⁽¹⁶⁾ 丹州知行所支配の陣容は人見団右衛門を顧問格に小林恒右衛門以下右の四名となった。寛保三年には人見団右衛門の養子紋右衛門が出勤、翌延享元年には山国の小島丹治が出勤、同じ頃中川重左衛門は退役、同三年からは広瀬直八郎が京都役宅の筆頭となった。紋右衛門改め完治はこの年三月家督相続、御給人格十人扶持を給せられ、直八郎と並んで地方支配に当り、勝右衛門・丹治・伝治がこれをたすけた。その後宝曆に至って人見七郎右衛門が勝右衛門に代わり、七年には小島丹治の急養子専蔵が地方役見習として召出され、⁽¹⁷⁾ その末年には安田長右衛門が新規に召抱えられ、明和元年八月には小島丹治が「是迄山国組限取斗い得共此後山国は勿論馬路組水上組共御用向手支ひ節者罷越相勤い様」⁽¹⁸⁾ 命ぜられ、更に同三年一月には人見完

治が逼塞となったため、京都役宅の陣容は大いに変わり、広瀬直八郎・小島丹治・同専蔵・安田長右衛門らによって運営されたが、安永に入ると広瀬・安田らは退き、柴山清右衛門を加え、専蔵改め茂左衛門が中心となった。寛政になると茂左衛門改め庄左衛門を筆頭に水嶋定右衛門、庄左衛門養子代五郎、文化には代五郎改め杢右衛門(享和元年十二月)を頭に古川貞蔵・青砥軍兵衛が新規に召抱えられ、文化七年頃より文政一〇年までは杢右衛門・軍兵衛(改姓)の両名が代官を勤めた。その間文化一二年には杢右衛門の養子専蔵は見習を命ぜられ、軍兵衛退役後は杢右衛門・六郎次(専蔵改名)親子が支配に当たったが、文政一二年には人見完治の孫団六(後改名惣輔)が地方役見習として召出され、弘化四年には六郎次の養子馬之助が加わり、嘉永以後は小島六郎次を頭に人見惣輔・人見団五郎・小島虎三らが地方支配の衝に当たった。このように文政以後には杉浦氏の丹州三ヶ所の地方支配は専ら山国・馬路の出身者、特に中江の小島杢右衛門家、馬路の人見惣輔家を二本の柱として行なわれた。⁽¹⁹⁾

- (1) 前掲「御代官明細帳」、享保六・一一・二三「御廻状留帳」(人見惣一氏所蔵)
- (2) 前掲「古証之字」
- (3) 天保一一年五月(人見惣一氏所蔵)
- (4) 中川主一郎氏所蔵
- (5) 前掲「古証之字」
- (6) (10) (12) (14)「年番御家老中印形有之書通伺書濟ゆ分」「村方廻書付を以申渡ゆ義并口上ニ而申渡ゆ趣」(小島久雄氏所蔵)
- (7) 前掲「村々廻状留」
- (8) (9) 元文四年六月「御用書状留」(人見惣一氏所蔵)
- (11) 前掲寛保二年三月「江戸御用書留并諸方御用書」
- (13) 寛保元年四月「御在番中奉伺ゆ品御下知相済御家老中御答書印形書物」(人見惣一氏所蔵)

- (15) 元文六年正月「御用書状留」(人見惣一氏所蔵)
 (16) 前掲「丹州三ヶ所村々廻状并触書」
 (17)(18)(19) 前掲「御代官明細帳」、「人見惣輔先祖方之名前其外取調書」

〔後 記〕

旗本杉浦氏の如く、知行地の大部分を遠隔地に有する場合、貢租はすべて現地(杉浦氏の場合は丹波および京都)において換金され(貢租の一部(分は銀納))、月割りにして江戸に送るのであるが、貢租納入期以前にあっては、収納の時期まで金融業者あるいは知行地において「才覚」し、借入金をもって送金した。一般諸経費、公役その他による臨時費がしたいに増大すると、貢租収入だけでは賄いきれなくなり、借金でやりくりするのはいうまでもない。江戸での借金も相当あったようであるが、大部分は知行地あるいは京都で借り入れた。丹波知行地の「御物成米仕払勘定帳」でみる限りでは、宝永三年にはじめて借金の記載が現われ、同六年からは「借延」がはじめられ、享保十年になると「年賦」による長期返済方法がとられるようになる。こうして領主経済が窮迫の様相を示しはじめると、馬路村出身の人見団右衛門をはじめ財政的手腕にすぐれた在地有力者の登用が顕著になる。やがて宝曆・明和には窮乏打開のために度々巨額の御用金が賦課され、そのために馬路村郷士の帯刀辞退などの騒ぎがあったが、在地性に乏しい旗本領主の財政的やりくりは、結局貢租米による金融、それも農民に全面的に責任をおしつける郷判の無法を敢えてし、辛うじて領主経済の崩壊を農民を防壁として防ぎとめようとした。その結果は知行地に対する全面的依存となり、天明六年から知行地の農民が「御勝手方引請御仕送り」を勤めるということになり、送金の

月割額の決定をはじめ、「御下シ金繰上ヶ差上い儀致間銷事」、「御月割其外諸御入元利之儀者年々御收納米ニ而勝手ニ引取可致勘定事」などが領主側と三カ所知行地との間でとりきめられた。こうして領主は領主として保有すべき財政の運用を全く農民の手に委託し、ただ安閑として農民からの仕送りを待つ境遇となった。こうなれば旗本領主の地方支配はその実質的部分を大半失ったことになり、財政権の放棄といっても過言でないであろう。本稿で述べたように、化政期以後において山国の小島、馬路の人見両家を主柱とする在地有力者に委ねられた地方支配のあり方は領主の経済的無能・財政的無策に由来する領主権力の萎微後退した一側面を示すものである。旗本領主の支配機構ないし地方支配の運営はその領主経済の実証的分析との関連において、さらに明らかになるであろう。